

## 中央区男女共同参画推進委員会設置要綱

平成15年10月31日15中総総第 676号  
改正 平成24年 5月15日24中総総第 270号  
平成26年 4月 1日26中総総第1519号  
平成31年 4月 1日30中総総第1364号

## (設置)

第1条 中央区男女共同参画行動計画の改定、点検及び評価を行うため、中央区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第23条第1項に規定する協議会を兼ねるものとする。

## (所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査及び討議をし、その結果を区長に提言する。

- 一 中央区男女共同参画行動計画の改定に関すること。
- 二 前号に規定する計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- 三 中央区の区域内（以下「区内」という。）の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に係る取組に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

## (構成)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20名以内をもって構成する。

- 一 学識経験者 3人以内
- 二 区内女性団体の推薦する者 5人以内
- 三 区内各種団体の推薦する者及び有識者 5人以内
- 四 公募区民 3人以内
- 五 行政職員 4人以内

2 区長は、推進委員会の委員（前項第2号に規定する区内女性団体の推薦を受けた者を除く。）の性別による構成比が1対1となるように努めるものとする。

## (任期等)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、中央区女性活躍推進協議会（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第23条第1項の規定に基づき組織する協議会をいう。）の構成員を兼ねるものとする。

## (会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

- 2 会長は推進委員会を主宰し、推進委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (招集)

第6条 推進委員会は、会長が招集する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があるときは関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。